平成２５年（フ）第２４０１号
大阪市港区港晴４丁目６番７号
債務者　喜多　京子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３５号
大阪市此花区酉島４丁目２番22―1204号
債務者　元山　惠司
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５４号
大阪府八尾市恩智北町１丁目51番地　グランドシャトータカオ恩智303号
債務者　酒井　千里
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７５号
大阪府八尾市恩智北町１丁目60番地103号
債務者　金岡麻里子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１２号
大阪市住之江区安立１丁目７番２号
債務者　伊藤　文雄
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２７号
大阪府枚方市三栗２丁目３番１号
債務者　渋田　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６１号
大阪市此花区酉島６丁目３番４―103号
債務者　真子　千鶴
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目７番42号
債務者　武市　義則
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1025番地１　県営宝木住宅６棟34号
債務者　岩本　嘉則
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０１号
栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番５号　ソフィアＣ棟103
債務者　髙橋　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４号
川崎市中原区上丸子八幡町1493番地　メゾン吉棟Ⅱ203
債務者　川上　義則
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９４４号
神奈川県藤沢市大庭5464番地の１　リーブルライフＢ201
債務者　古川　雄市
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５９号
横浜市瀬谷区本郷２丁目13番地１　グランドヒルズ横浜702
債務者　藤田　文美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目11番９号　幸栄コート南林間401
債務者　堂端　幸恵
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１９号
横浜市保土ケ谷区川島町465番地２　ユナイト上星川マルセイユ103号
債務者　白濱　大介
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２１号
横浜市旭区左近山157番地30　左近山団地３街区８棟404号
債務者　小竹　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部